

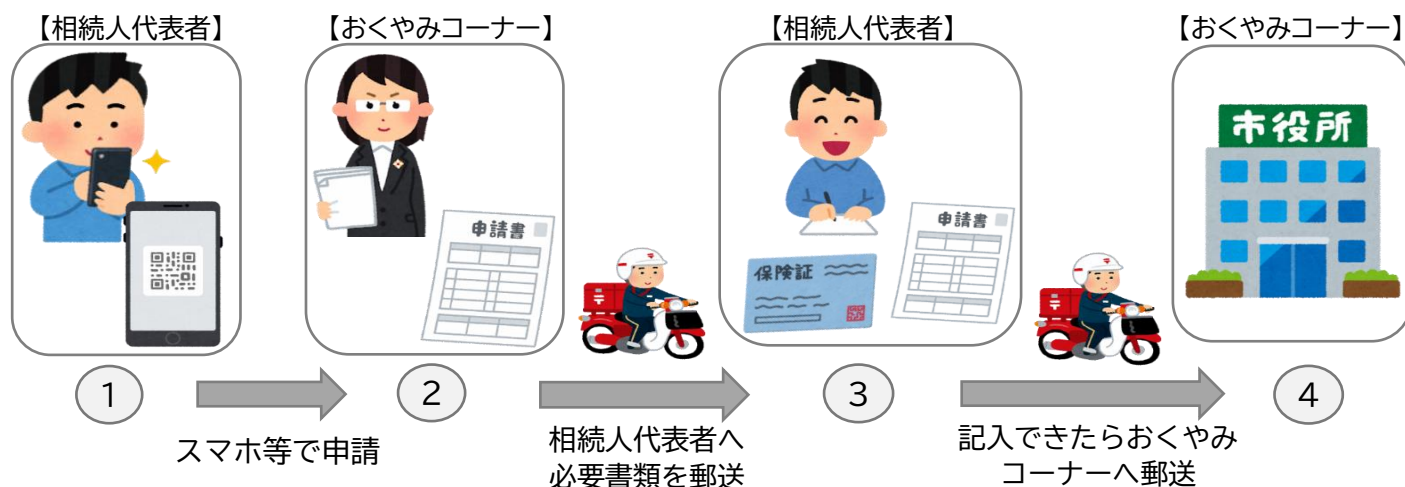
# おくやみコーナー郵送手続きのご案内

(死亡後の手続き(健康保険、福祉等)をなるべく市役所へ行かずに済ませたい方へ)

おくやみコーナーの  
郵送手続き申請用QRコード



## 手続きの進め方



- ①QRコードを読み取り、相続人代表者が申請画面の必要事項を入力してください。  
(※相続人代表者とは、所有権や法定相続割合を決定するものではなく、あくまで市役所の申請書・通知書等を代表してやり取りを行う相続人のことです。銀行手続などの相続人代表者とも全く別のものです。)
- ②送信された内容に沿って、おくやみコーナーが市役所内の必要な届出・手続きを精査し、必要な各課の申請書を相続人代表者へ郵送します(精査には3営業日程度必要です)。
- ③相続人代表者は、届いた各申請書に必要な事項を記入し、亡くなられた方の保険証等の返却物と一緒におくやみコーナーへまとめて郵送してください。
- ④各申請書がおくやみコーナーに届き次第、各課へ提出します。

※法令上、世帯主変更、転居届などは郵送手続きができないため後日、対面での手続きが必要になります。

※郵送での手続きは令和5年12月より実施、ご案内をしています。